

ロカルノ協定加盟に向けた課題と今後の対応

1. ロカルノ協定に基づく国際意匠分類について

(1) ロカルノ協定と国際意匠分類

① ロカルノ協定と国際意匠分類の概要

ロカルノ協定は、正式には「1979 年 10 月 2 日に改正された意匠の国際分類を制定する 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定」といい、1971 年 4 月 27 日に発効しており、2012 年 4 月 13 日現在で 52 か国が加盟している。意匠の国際分類はこの協定に基づいて作成されている。

国際意匠分類は、ロカルノ協定第 1 条(3)で以下の構成と定められている。

(i) クラス及びサブクラスの一覧表

(ii) 意匠が分類されるクラス及びサブクラスの表示を伴う物品のアルファベット順の一覧表

(iii) 注釈

また、ロカルノ協定第 1 条(7)(a)では、国際意匠分類は英語とフランス語で作成するとし、同条(7)(b)では、国際事務局は同盟の総会の決定によって、関係政府と協議して上記以外の公定訳を作成することとしている。

② ロカルノ協定による国際意匠分類の位置付けについて

ロカルノ協定では、第 2 条¹⁾において「国際分類は、専ら管理上の性格のもの」としており、国際意匠分類は、意匠を管理することを目的として構成されている。

ただし、「各国は、国際分類に対し、各国が適切であるとみなす法律上の機能を与えることができる。」ともしており、例えばヘーグ協定や欧州共同体意匠規則においては、1つの願書に含めることができる意匠に係る制限として国際意匠分類の同一クラスに属していることが求められている。また、法律ではないが、中国の専利審査指南(審査基準)においては、製品の種類を確定させる際に国際意匠分類を参考としている。

そのほか、同条では、各同盟国で国際意匠分類を主たるものとして使用するか、

¹⁾ロカルノ協定第2条 国際分類の使用及び法律上の機能(仮訳、以下同じ)

- (1) この協定に規定する要件に従うことを条件として、国際分類は、専ら管理上の性格のものであるものとする。ただし、各国は、国際分類に対し、各国が適切であるとみなす法律上の機能を与えることができる。特に、国際分類は、同盟国において当該意匠に付与される保護の性格及び範囲について、その国を拘束しない。
- (2) 各同盟国は、国際分類を主たる体系として使用するか又は副次的な体系として使用するかの権利を留保する。
- (3) 同盟国の官庁は、意匠の寄託又は登録のための公式文書に、及び、刊行物が公式に発行されていれば、その刊行物に、当該意匠を具現する物品に係る国際分類のクラス及びサブクラスの番号を表示する。

副次的なものとして使用するかは各国に任されているものの、意匠公報など各国が公式に発行する刊行物に国際意匠分類のクラス及びサブクラスの番号を表示することが義務づけられている。ただし、ロカルノ協定に加盟した場合でも、加盟前に発行した公報類に対し、さかのぼって国際意匠分類付与を行う義務は無い。

③国際意匠分類の修正や追加について

ロカルノ協定では、国際意匠分類の修正や追加については、第 3 条(3)で同盟国の官庁又は国際事務局に提案権限が認められており、各同盟国が代表として専門家を専門家委員会に派遣し、その専門家委員会の投票によって決定することとしている。

具体的には、国際意匠分類の修正及びサブクラスや物品リストなどの追加については専門家委員会の単純過半数、新しいクラスの追加などは満場一致で決定することとされている。

(2)国際意匠分類の構成

国際意匠分類のクラス及びサブクラスのタイトルは、物品が属する領域についての一般的に示されるものとなっており、クラスは日本意匠分類の物品分野や物品群を表す大分類、サブクラスは物品を表す小分類に相当するレベルにある。

国際意匠分類の構成は、32 のクラスと 219 のサブクラスで構成され、物品のリストには 7,024 の物品が掲載されている。

また、ロカルノ協定においては、アクトや勧告及び一般注意事項、ガイダンスの記述に明確な付与のルールについて何ら記載はないため、国際意匠分類の付与及び管理は各国にゆだねられている。このため、1 つの意匠に1つの国際意匠分類を付与する国もあるが、ロカルノ協定に加盟している英国、セルビア、デンマークのように、1 つの意匠に複数の国際意匠分類を付与する国もある。

<国際意匠分類（第 9 版）>

（分類表）

クラス（構成単位：物品分野を表す）	3 2
サブクラス（構成単位：物品を表す）	2 1 9

（物品表）

物品のリスト	7, 0 2 4
--------	----------

(3)国際意匠分類の利用状況

自国分類を持たない実体審査国やサーチサービスを行う国においては、国際意匠分類を利用した先行意匠調査や権利調査が行われている。

- ①新規性に関する審査において国際意匠分類を利用する国
(例) クロアチア、ロシア、ベネルクス、ノルウェー、メキシコ、ハンガリー、フィンランド、チェコ、ルーマニア、セルビア、スロバキア
- ②異議申立て制度によりリクエストに応じて行う審査において、国際意匠分類を利用する国
(例) スペイン、トルコ
- ③ユーザーのためのサーチサービスにおいて国際意匠分類を利用する国
(例) デンマーク、英国、スロベニア

また、欧州、米国、韓国の企業へのヒアリングでは、先行意匠調査や権利調査において、国際意匠分類を検索ツールとして利用しているとの回答があった。

そのほか、OHIM、ドイツ、イタリア、ノルウェー、シンガポールでは、意匠出願時に出願人が願書に国際意匠分類を記載する必要があるため、官庁がユーザーのためにセミナーを開催するなどして国際意匠分類の情報提供を行い、ユーザーが出願する際の国際意匠分類の付与の支援をする国もある。

(4) ヘーグ協定ジュネーブアクトと国際意匠分類の関係

ヘーグ協定に基づく国際出願では、願書に出願する意匠の国際意匠分類を記載する欄があり、出願人自らが記載して国際事務局に提出することになるが、国際事務局で行う審査において、願書に記載した国際意匠分類が間違っている場合には訂正勧告がなされることになる。

また、出願人自らが付与する国際意匠分類が国際事務局の審査で認められるか、国際事務局の勧告で指定された国際意匠分類に従う場合には、国際登録されて、国際登録簿に記載されるとともに国際公開される。

なお、ヘーグ協定では、共通規則第7規則において、国際出願には、国際意匠分類の同一クラスの物品であれば、最大 100 までの意匠を一括で出願できる²ことになっているが、国際出願に国際意匠分類の異なるクラスに属する意匠がある場合には、不備と見なされ、欠陥通報が届くことになる。

そのほか、ヘーグ協定共通規則第7規則(3)(iv)においては、国際出願の願書記載する意匠を構成する製品の表示(意匠に係る物品)は、国際意匠分類の製品リストに表示されているものを用いて特定することが望ましいとされており、意匠を構成す

²ヘーグ協定 1999 年アクト及び 1960 年アクトに基づく共通規則(仮訳、以下同じ)

第二章 国際出願及び国際登録 第七規則 国際出願に関する要件

(3) (v) 国際出願に含める100を超えない意匠の数及び第9規則又は第 10 規則の定めるところにより国際出願に付する意匠の複製物又は見本の数

(7)[同じクラスのすべての製品] 国際出願に係る意匠を構成するか又は意匠が使用されるすべての製品は、国際分類の同じクラスに属する。

る製品の表示が国際意匠分類の製品リストのレベルでない場合は、国際事務局の審査において不備と見なされ、欠陥通報が届くこともある。

このように、ヘーグ協定ジュネーブアクトは国際意匠分類の利用を前提とした制度設計となっているが、ロカルノ協定に加盟しなくても、国際意匠分類の利用は可能であることから、ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国に、ロカルノ協定加盟の義務は無い。

[illegible]

(5)これまでの我が国における国際意匠分類の扱い

我が国の意匠公報においては、登録意匠に係る情報として日本意匠分類とともに、1998年4月から国際意匠分類についても特許庁において日本意匠分類とのコンコードانسを利用した機械的付与による参考情報として掲載している。

また、特許庁では国際意匠分類と日本意匠分類の対応関係を示したコンコードダンス表を作成し、特許庁ウェブサイトで公開している。

このように、特許庁においては国際意匠分類の利用及び運用について一定程度の経験があるといえる。なお、日本と同様に独自の意匠分類を作成・運用し、ロカルノ協定に加盟していない米国においても、公報において国際意匠分類を併記している。

(6) ロカルノ協定に加盟し、国際意匠分類を利用することによるメリット

国際意匠分類は世界的に最も普及している意匠分類であり、我が国の制度ユーザーが他国の先行調査や権利調査を行うに当たっても、共通の国際分類を用いた調査が可能である。このため、我が国がロカルノ協定に加盟して国際意匠分類を利用することにより企業等の国際意匠分類の理解が進むことで、海外のビジネス先での先行意匠調査をする際に障壁が低くなる効果が期待される。

また、現状の我が国の意匠公報は日本語で記載され、日本独自の日本意匠分類を採用しているが、これが諸外国の官庁や企業等がなかなか我が国の意匠公報を調査対象としにくい原因のひとつとなっているとの指摘があるが、ロカルノ協定に加盟し、特許庁が意匠公報に国際意匠分類を正式に付与することで海外企業が我が国企業の意匠を閲覧する機会が増え、諸外国での我が国意匠公報の利用価値が高まることが予想される。これにより、海外の第三者に我が国企業の意匠権の存在を認識させ模倣を回避する効果が期待できるとともに、我が国のデザインの世界への発信のための環境整備の一助となる効果が期待される。

2. 日本意匠分類について

(1) 日本意匠分類の構成

現行の日本意匠分類は、特許庁の意匠審査や資料管理を重要視し、物品の用途の概念を主として用い、必要に応じて機能、形態等の概念を用いた用途分類主導型とし、以下の構成としている。

- ① 日本意匠分類はグループ、大分類、小分類、画像意匠分類で構成される。
- ② 日本意匠分類の構成の単位は、グループ＝物品分野、大分類＝物品群、小分類＝物品（若しくは物品群）、画像意匠分類＝画像を含む意匠とする。
- ③ 日本意匠分類の各構成に含まれる項目数

グループ（構成単位：物品分野を表す）	1 3
大分類（構成単位：物品群を表す）	7 7
小分類（構成単位：物品若しくは物品群を表す）	3, 1 9 6
意匠分類に含まれる代表的な物品の名称	4 1, 5 0 0

日本意匠分類は、以下のようにこれまで産業構造の変化やそれに伴う出願傾向などの変化に対応して整備充実されてきており、我が国の産業実態に対応したものとなっている。

1983 年（昭和 58 年）、我が国は世界一の工業製品輸出国となり、様々な製品が創造され、多種多様なデザインが生み出される状況にあった。こうしたことから、出願件数の増加や出願内容の多様化に対応すべく、産業界の意見を聴取しつつ特許庁内に分類改正委員会を構成して、物品の用途の概念を主とした用途分類主導型の日本意匠分類を策定し、意匠審査における運用を開始した。

■昭和 58 年施行版

G2-20	自動車	
	注) 騎乗型の自動三輪車及び自動四輪車 (G 2-3) を除く。	
G2-210	乗用自動車等	乗用自動車
G2-210A	乗用自動車等 (ワンボックス型)	乗用自動車
G2-211	バス	バス
G2-212	ゴーカート及びバギー	ゴーカート

その後、2005年(平成17年)には、1983年(昭和58年)に意匠分類が策定されて以来、20年以上経過し、その間に生活スタイルや環境に合わせた製品が創造されデザインが多様化していること、また、1998年(平成10年)の意匠法改正によって導入された部分意匠や組物の意匠の品目拡充、創作非容易性水準の引上げ等に的確に対応した意匠審査を行うため、特許庁や産業界及び学識者からなる分類改正委員会を構成して分類改正を行い、現行意匠分類を策定している。また、平成18年意匠法改正により意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠も新たに保護対象となったことを受けて画像意匠分類を策定し、2007年4月1日から現在の日本意匠分類としている。

■平成 17 年 1 月 1 日施行版、平成 19 年 4 月 1 日施行版

G2-2100	乗用自動車等	乗用自動車
G2-2100AA	セダン型	*1
G2-2100AB	2枚扉	*1
G2-2100C	屋根無し又は開閉するもの	
G2-29000	自動車部品及び付属品	自動車用車体カバー

(2) 日本意匠分類の利用状況

日本意匠分類は、特許庁の事務処理、実体審査、出願や権利管理を迅速かつ正確に行う目的で、我が国産業のデザイン創作や出願動向に即し、我が国独自に作成されたものであり、特に審査における先行意匠調査が迅速に行えるよう、出願資料や公知資料及び外国意匠公報に1意匠につき、1つの分類を付与することとして管理・運用されてきている。

特許庁では、2000年のペーパレスシステムが完成するまでは、分類別に各種資料の一部をファイリングして最小分類単位で参照できるようにしていたが、2000年に特許庁が保有する先行意匠調査用の資料のほとんどを電子化し、日本意匠分類で検

索・参照を可能とした。

一方、ユーザーに対しては、1999 年 3 月に特許電子図書館のサービスが開始されるまでは、万国工業所有権資料館（現工業所有権情報・研修館）と近畿特許室に保管された登録番号順に紙公報を整理した連番公報と意匠分類別（大分類）に整理した公報を提供するにとどまっていたが、特許電子図書館のサービス開始後は、日本意匠分類の最小分類単位での検索が可能となった。この結果、日本意匠分類は今やユーザーにとって非常に有効な先行意匠調査や権利調査の検索ツールとなっている。

3. 問題の所在

国際意匠分類は付与定義ルールがないため、各国で分類付与精度が一定でないことや、分類肢の数が少なく分類構成が粗いため、世界的に増加の一途をたどっている意匠権の調査には不都合が生じ、我が国企業等にとって国際意匠分類を利用した先行意匠調査や権利調査は効率が悪いという問題がある。

また、我が国の特許庁における意匠審査でも国際意匠分類は分類肢の数が少なく、審査資料数が増加すると迅速的確な実体審査を維持することが難しくなると考えられる。

ただし、こうした問題については、国際事務局や同盟国間で国際意匠分類の細分化やインデックス作成等、国際意匠分類をより効率的に利用できるよう議論がなされているところであり、我が国もロカルノ協定に加盟すれば、国際意匠分類の修正や追加の提案権や投票権を得て、深く議論に加わることができることとなる。

4. 対応の方向性

我が国企業等がグローバル展開をするに当たり、国際意匠分類は海外での先行意匠調査をする際の有効なツールとして機能することが期待できることや、ロカルノ協定に加盟することで我が国の日本意匠分類の整備の経験をいかした国際意匠分類の各国との調整や調和を図ることが可能となることから、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟にあわせ、ロカルノ協定にも積極的に加盟すべきではないか。

また、ロカルノ協定加盟後は、国際意匠分類は分類定義や付与のルールが明確でなく、分類構成が粗いという課題があることに加え、中国での意匠登録をはじめとして世界的に意匠登録数は増加の一途をたどっていることから、今後の我が国企業の調査負担を軽減するために、国際意匠分類の細分化についての調査研究を行い、国際意匠分類の改正の議論に積極的に加わっていくべきではないか。

なお、日本意匠分類は厳密な分類定義が整備されかつ効率的に細分化されていることから検索ツールとして高い評価を得ている。ユーザーも先行調査や権利調査の場面で日本意匠分類に親しんでいること、及び特許庁の意匠審査においても最大限

活用され、審査の迅速化に貢献してきたことを踏まえ、当面は日本意匠分類を併用していくこととするとともに、引き続き日本意匠分類の整備、充実にも努めるべきではないか。